株主のみなさまへ

東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号

株 式 会 社 田 谷 代表取締役社長 保 科 匡 邦

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月17日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2019年6月18日(火曜日)午前10時(受付開始予定午前9時)
- 2. 場
 所
 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号

 当社本社ビル1階
 ホール

 (古屋の地)からなり、京中国などの内域であり、

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項 第45期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.taya.co.jp)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策により、企業収益が堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、通商問題の動向や海外経済の不確実性に加え、金融資本市場の変動影響等、先行き不透明な状況が続いております。

美容業界におきましても、依然として消費者の強い節約志向の高まりや、 店舗間競争の激化、また労働需給逼迫による美容師確保難など、当社を取り 巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては、「中期経営改善計画 (2016 年度~2018年度)」の最終年度として、(1)人事施策 (2)営業施策 (3)店舗施策 (4)コーポレート施策の4つの施策を軸に、本計画の基本方針であります、収益体質への早期転換と事業基盤の再構築に全社を挙げて取り組んでまいりました。

店舗につきましては、美容室1店舗の改装を実施し、美容室8店舗をブランド転換いたしました。一方で美容室4店舗(Shampoo ススキノラフィラ店、クレージュ・サロン・ボーテ イオンモール熱田店、クレージュ・サロン・ボーテ 丸井錦糸町店、Shampoo リバーウォーク北九州店)を閉鎖し、当事業年度末の店舗数は、美容室122店舗と小売店1店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,727百万円(前期比7.8%減)となり、営業利益14百万円(前期は営業損失46百万円)、経常利益10百万円(前期は経常損失57百万円)、当期純損失は41百万円(前期は当期純損失132百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は151百万円で、その主たる ものは店舗の改装に伴う内装設備、器具備品であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に設備資金及び運転資金として、金融機関より長期借入金として162百万円の調達を実施しました。

また、当社は効率的な運転資金の調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。この契約における借入実行残高は300百万円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 42 期 (2016年3月期)	第 43 期 (2017年3月期)	第 44 期 (2018年3月期)	第 45 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売	上	高(百万円)	11, 843	11, 401	10, 545	9, 727
	利 益 員 失 (又 は △)(百万円)	△228	△31	△57	10
当 期 純	損失	(△)(百万円)	△182	△177	△132	△41
1株当た	り当期	純損失(△)(円)	△36. 45	△35. 61	△26. 52	△8. 39
総	資	産(百万円)	6, 798	6, 114	6, 138	5, 801
純	資	産(百万円)	2, 776	2, 598	2, 465	2, 423
1 株当	たり納	直資 産 額(円)	555. 60	519. 99	493. 47	485. 08

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念に従い年齢・性別・国籍を問わずより多くの人々に喜んでいただける環境を創造し続け、ヘアビジネスにおけるリーディングカンパニーとして、多様化する消費者ニーズや変化する消費者のライフスタイルに応え、新技術の開発、社員の教育、情報の発信、店舗の拡大及び合理的なコスト削減を継続的に実施することを重点課題とし、収益性と成長性を同時に追求できる経営を進めてまいります。

また、コンプライアンスを重視し、内部統制システムの一層の充実を図り、 経済構造及び社会情勢等の経営環境の変化に対し迅速かつ柔軟に対応できる よう、企業体質の改善、強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社は、美容施術(カット、パーマ、カラー等)の提供及びヘアケア商品 の販売を行う美容室等を経営しております。美容室としては、「TAYA」、 TAYA&CO.GINZA|, Capelli Punto N.Y.|, Shampoo|, MICHEL DERVYN」のブランドによる展開を行っております。また、ヘアケア商品の販 売を専門として行う小売店として「beautiful hair」がございます。

(6) 事業所(2019年3月31日現在)

- ① 本社 東京都渋谷区神宮前 2-18-19
- ② 九州支社 福岡県福岡市博多区博多駅東1-17-25 KDビル6F
- ③ 関西支社 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-3-3 桜橋西ビル9 F
- ④ 店舗

(宮城県)

TAYA 仙台泉パークタウン タピオ店 TAYA 仙台シリウス・一番町店

(埼玉県)

TAYA 伊勢丹Iプラザ東浦和店

(千葉県)

TAYA 本八幡店

TAYA 柏店 TAYA CRYSTAL WORLDイクスピアリ店

TAYA イオンモール津田沼店

TAYA 流山おおたかの森S・C店

(東京都)

TAYA 麹町店 TAYA 町田店

TAYA 赤堤店

TAYA つくし野店

TAYA アトレ大井町店

TAYA 広尾店

TAYA 多摩センター店 TAYA アトレ恵比寿店

TAYA グランデュオ立川店

TAYA 田園調布店

TAYA 西葛西店 TAYA blue labelひばりが丘店

TAYA ルミネ池袋店 TAYA 中野マルイ店

TAYA & CO. GINZA 銀座本店

TAYA 大宮ステラタウン店

TAYA あすみが丘店

TAYA 千葉そごう店

TAYA 松戸店 TAYA 船橋店

TAVA ミーナ津田沼店

TAYA 九段店

TAYA 経堂店 TAYA 三軒茶屋店

TAYA 浜田山店

TAYA 銀座コア店

TAYA 青山店 TAYA 伊勢丹府中店

TAYA 自由が丘店 TAYA 東急百貨店吉祥寺店

TAYA blue labelアルカキット錦糸町店

TAYA 丸の内店 TAYA 北千住マルイ店

TAYA 二子玉川店

GRAND TAYA

TAYA & CO. GINZA 自由が丘店 Capelli Punto N.Y. グランデュオ立川店 Shampoo 聖蹟桜ヶ丘オーパ店

Shampoo 成城店

Shampoo 十条店

MICHEL DERVYN アトレ四谷店

(神奈川県)

TAYA 桂台店

TAYA 市ヶ尾店

TAYA 藤が丘店

TAYA 厚木店

TAYA 東林間店

TAYA 青葉台東急スクエア店

TAYA イオン新百合ケ丘店

TAYA 横須賀モアーズシティ店

TAYA blue labelイオンモール大和店

TAYA blue labelイトーヨーカドー湘南台店

TAYA 相模大野店

TAYA 武蔵小杉東急スクエア店

TAYA & CO. GINZA あざみ野三規庭店

Shampoo 京急鶴見店

(岐阜県)

Shampoo 岐阜オーキッドパーク店

(愛知県)

TAYA 栄店

(三重県)

Shampoo イオンモール四日市北店

(京都府)

TAYA ジェイアール京都伊勢丹店

(大阪府)

TAYA 大阪上本町店

Capelli Punto N.Y. あべのHoop店

Shampoo 泉佐野店

MICHEL DERVYN ハービスPLAZAエント店

(兵庫県)

TAYA 明石ビブレ店

TAYA 尼崎店

TAYA テラッソ姫路店

(広島県)

TAYA 広島本通店

(福岡県)

TAYA けやき通り店

TAYA 香椎店

Shampoo メトロ・エム後楽園店

Shampoo 町田店

beautiful hair グランデュオ立川店

TAYA 青葉台店

TAYA あざみ野店

TAYA もえぎ野店

TAYA たまプラーザ店

TAYA 伊勢丹相模原店

TAYA たまプラーザ美しが丘店

TAYA みなとみらい東急スクエア店

TAYA 新百合丘オーパ店

TAYA 大和店

TAYA blue labelトレアージュ白旗藤沢本町店

TAYA シアル鶴見店

TAYA 溝の口店

Shampoo 元住吉店

Shampoo あざみ野ガーデンズ店

Shampoo 京都四条店

TAYA 心斎橋店

Shampoo イオン北千里店

Shampoo コムボックス光明池店

TAYA アスピア明石店

TAYA 神戸元町店

Shampoo 加古川ヤマトヤシキ店

TAYA 福山天満屋店

TAYA 長住店

TAYA 春日店

TAYA 藤崎店

TAYA 小倉アイム店

TAYA 小倉魚町店

TAYA 黒崎井筒屋店

TAYA 天神店

Shampoo 中間店

Shampoo メイト黒崎店

Shampoo 西新店

(長崎県)

Shampoo 長崎夢彩都店

(能本県)

TAYA 熊本光の森店

(大分県)

Shampoo イオンモール三光店

TAYA 博多ハイアット店

TAYA 大橋店

TAYA ステーションホテル小倉店

TAYA フォレオ博多店

TAYA 今泉店

Shampoo 宗像店

Shampoo 天神西通り店

Shampoo パークプレイス大分店

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

	従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
I		1, 12	1 (147))名	△155 (△8)名			31. 4蒝	Ž				8. 5	年	

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の各月末日在籍者の平均人 員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会社	: 三 井 住 友	銀 行		1,	180百万円
株式会社	三菱UF	J 銀 行			182
株式会社	商工組合中	央 金 庫			88
株式会	社 伊 予	銀行			77

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

5,100,000株

(3) 株主数

10,609名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率		
有限会社ティーズ	1,677千株	33.5%		
田 谷 哲 哉	152	3. 0		
株式会社赤城自動車教習所	136	2.7		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	62	1. 2		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	60	1. 2		
田 谷 和 正	57	1. 1		
浜 野 統 一	57	1.1		
T A Y A 社 員 持 株 会	55	1.1		
住友生命保険相互会社	40	0.8		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	36	0. 7		

⁽注) 当社は、自己株式を102,946株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま す。なお、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏	名	7	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田谷	和	正	CEO
代表取締役社長	保 科	匡	邦	C00
取締役副社長	田代	久	士	CFO 兼 経営企画・経理部門管掌
専 務 取 締 役	竹 知	城	治	営業・教育・マーケティング部門管掌
常務取締役	田 谷	光	正	コンプライアンス・管理部門管掌
取 締 役 (監査等委員・常勤)	石 川	英	夫	
取 締 役(監査等委員)	三 龟	,孝	雄	
取 締 役(監査等委員)	田島	克	夫	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三亀孝雄氏及び田島克夫氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)田島克夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、取締役(監査等委員)三亀孝雄氏及び田島克夫氏を東京証券取引所の定めに 基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実 効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石川英夫氏を常勤の監査等委員とし て選定しております。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。2019年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

専務執行役員 上原 俊晴 本店営業第1部長 常務執行役員 新藤 和久 人事部長 常務執行役員 佐藤 陽子 本店営業第2部長 執行役員 似鳥 昭司 営業統括管理部長 執行役員 露木 康雄 経理部長 執行役員 梅松 直人 技術部長 中村 隆昌 経営企画部長 執行役員 執行役員 青野 ゆかり 関西支社長 マーケティング部長 執行役員 板谷 敦子 商事部長 兼 総務部長 執行役員 高橋 克訓 執行役員 中村 正二 九州支社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員)三亀孝雄氏及び田島克夫氏と、会社法第427 条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第 425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	員 数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く。)	5名	70百万円
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	15 (8)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	8 (2)	85 (8)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第42期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第42期定時株主総会に おいて年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏 名	取締役会出席状況	監査等委員会 出 席 状 況	発 言 状 況
取締役(監査等委員)	三亀孝雄	13/13回 (100%)	8/8回 (100%)	長年に亘る銀行勤務での豊富な知識、経験を生かし、取締役会の思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行会におります。また、監査等委員会におきましても適宜必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	田島克夫	13/13回 (100%)	8/8回 (100%)	公認会計士の見地から意見を述べ るなど、取締役会の意思決定の妥当 性・適正性を確保するための助言・ 提言を行っております。また、監査 等委員会におきましても適宜必要 な発言を行っております。

⁽注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取 締役会決議があったものとみなす書面決議が14回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

普賢監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載し ております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見 積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監 査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

① 企業活動の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、経営の基本方針としております。

【企業理念】

『すべての人に夢と希望を与え、社会に貢献する』

その意味で4つの「S」を満足できるレベルで実現し、信頼される企業となる

- ES 社員満足
- CS お客様満足
- IS 株主満足
- SS 社会貢献
- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「CR(コンプライアンス・リスク)管理委員会」を設け、『企業理念』の下、日ごろの職務執行の指針となる『TAYA行動規範』を明確に策定し、すべての役員及び従業員が、これをよく理解し、健全な企業風土の構築に努めております。「CR管理委員会」は、コンプライアンス体制の推進のため、役員及び従業員に教育、研修を行い、また、モニタリングにより、実施状況を把握し以後の対応方針を決定しております。

コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、人事部が 窓口となって、通報者の保護を徹底した内部通報制度(アソシエートホットライン)を運用しております。

当社は、社長直轄の「経営企画部」に「内部監査課」を設置し、業務活動全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法令・社内規程の遵守状況等について定期的に内部監査を実施し、業務の改善に向け、具体的な助言、勧告を行い、監査結果を社長に報告しております。また、役員及び従業員は、内部監査課が内部監査を行う際、不当な制約をしてはならないことになっております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文章管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理をしております。

また、お客様や役員及び従業員等の個人情報保護に関しては、基本方針 (プライバシーステートメント)を策定し、社内外に明らかにするととも に、「CP(コンプライアンス・プログラム)運営委員会」を設け、適正な 情報管理を常に心がけております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織を「CR管理委員会」として、 危機管理に関する規程を整備し、その運用を図っております。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮の下、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えてまいります。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制 当社は、月1回の定例取締役会の他、適宜必要に応じて臨時取締役会を開 催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程 及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の 詳細について定めております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。また、「経営の意思決定」「執行監督機能」と「業務執行機能」を分離し、それぞれの機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 当社は、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の取締役(監 査等委員)を置き、その職務の執行に必要な場合は、「内部監査課」課員 に監査等委員会の職務遂行の補助を委嘱しております。
- ⑦ 前項使用人の取締役からの独立性に関する事項及び指示の実効性の確保 に関する事項

「内部監査課」に配置する従業員への指揮命令は監査等委員会が行うものとし、人事異動・考課は、事前に監査等委員会の承認を得ております。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制とその他の監査 等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報 告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため の体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実・不正もしくは 法令・定款違反等について、直ちに監査等委員会に報告します。従業員は、 内部通報制度により、不正・違反行為を人事部長宛てに通報します。内部 通報を受けた人事部長は、社長(CR管理委員会)へ報告すると同時に監 査等委員会へ報告することとしております。なお、当該報告を行ったこと を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、通報者の保護を徹底して おります。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに応じております。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 常勤の監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の 執行状況を把握するため、CR管理委員会、CP運営委員会、経営戦略会 議、事業推進会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業 務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、いつでも取締役又は従 業員に説明・報告を求めることができます。

また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容、内部監査課から 内部監査内容について説明を受けるとともにそれぞれとの情報交換を行い 緊密な連携を図っております。

⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の適正性を確保し、適切な開示を行うため、内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備しております。

② 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、さらに不当要求等の介 入を断固拒否し、警察等関係機関及び顧問弁護士とも連携し、毅然と対応 してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その 基本方針に基づいて、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役の職務の執行に関する取り組み 当社では、取締役会、経営戦略会議及び事業推進会議を毎月開催し、業 績報告や経営上の重要な事項の決定を行っております。
- ② 監査等委員の職務の執行に関する取り組み 当社では年6回の監査等委員会及び必要に応じた臨時の監査等委員会の 開催により監査方針、監査計画等の決定等を行い、各監査等委員は、重要 な会議への出席、決裁書類等の閲覧等を通じて監査を行っております。
- ③ リスクマネジメント体制に関する取り組み 当社では、CR管理委員会、CP運営委員会を年2回開催し、社内外の 様々なリスクに対し管理状況、情報共有及び防止対策を行っております。
- ④ コンプライアンスに関する取り組み コンプライアンス体制を推進するため、役員及び従業員に年1回教育、 研修を行っております。また、通報者の保護を徹底した内部通報制度によ り、違反等の早期発見に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業容の拡充に努めるとともに、株主の皆様に対し安定的な配当を継続して実施しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。内部留保金につきましては、財務体質の強化を図るとともに今後の事業拡充のための資金需要に備える所存であります。

しかしながら、当期の期末配当金につきましては、当期の業績を鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。また、次期の期末配当金につきましては、現時点では未定とさせていただき、今後予想が可能となりました段階で速やかに公表いたします。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
 流 動 資 産	1, 780, 222	流動負債	1, 831, 878
		支 払 手 形	147, 458
	1, 096, 032	電 子 記 録 債 務	135, 994
売 掛 金	460, 360	買 掛 金	55, 431
商品	60, 127	短 期 借 入 金	369, 420
美容材料	19, 211	1年内返済予定の長期借入金	212, 698
貯 蔵 品	10, 914	リース債務	11, 845
	·	未 払 金	106, 613
前 払 費 用	94, 390	未払費用	458, 746
そ の 他	39, 420	未 払 法 人 税 等 未 払 消 費 税 等	88, 365 103, 674
貸 倒 引 当 金	△235	末 払 捐 賃 税 等 前 受 金	702
	4, 020, 936	預り金	74, 445
		賞与引当金	63, 584
有 形 固 定 資 産	2, 490, 035	資産除去債務	2, 898
建物	1, 218, 718	固定負債	1, 545, 302
構築物	1,891	長期借入金	948, 161
工具、器具及び備品	51, 715	リース債務	14, 389
		繰延税金負債	9, 015
土地	1, 193, 505	退職給付引当金	377, 386
リース資産	24, 205	資産除去債務	195, 221
無形固定資産	31, 136	そ の 他	1, 127
ソフトウェア	1,038	負 債 合 計	3, 377, 181
その他	30, 097	(純資産の部)	0 400 070
	· ·	株 主 資 本 資 本 金	2, 423, 976 1, 480, 180
投資その他の資産	1, 499, 764	資本剰余金	1, 480, 180
出 資 金	209	資本準備金	1, 702, 245
長 期 貸 付 金	210	利益剰余金	△598, 951
長期前払費用	11,970	利益準備金	66, 920
敷金及び保証金	1, 478, 210	その他利益剰余金	△665, 871
		繰越利益剰余金	△665, 871
その他	9, 165	自己株式	△159, 497
貸 倒 引 当 金	△1	純 資 産 合 計	2, 423, 976
資 産 合 計	5, 801, 158	負債純資産合計	5, 801, 158

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	4 31					В		A	4世、111
_	科					目		金	額
売			上		高				9, 727, 888
売		上		原	価				8, 445, 485
	売		上	総	利		益		1, 282, 403
販	売 費	量 及	びー	般 管	理 費				1, 268, 049
	営		業		利		益		14, 353
営	;	業	外	収	益				
	受		取		利		息	106	
	協		賛	金	収		入	6,076	
	受		取	保	険		金	5, 539	
	助		成	金	収		入	4, 177	
	保		険	配	当		金	2, 823	
	受	取	事		手	数	料	2,870	
	そ			の	•		他	7,722	29, 316
営		業	外	費	用			,	
	支	~	払		利		息	22, 407	
	シ	ンジ		-	ーン	王 粉		4, 190	
	そ		•)	の		丁 奴	他	6, 326	32, 924
			44		II.			0, 320	
4+	経	יום	常		利		益		10, 745
特		別	View	損	失	Lin			
	固	定	資		除	却	損	2, 873	
	店	舒	甫	閉		損	失	4, 511	7, 384
1	锐	引	前	当 期	純	利	益		3, 360
	法	人税		主民税	及び	事 業	税	47, 263	
	法	人	税	等	調	整	額	△1,957	45, 305
ì	当	其	玥	純	損		失		41, 944
73.3		7 -4 -		7 3 77 3			1		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
		資本乗	制余金	利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1, 480, 180	1, 702, 245	1, 702, 245	66, 920	△623, 926	△557, 006				
当期変動額										
当期純損失					△41, 944	△41, 944				
当期変動額合計	_	_	_	_	△41, 944	△41, 944				
当期末残高	1, 480, 180	1, 702, 245	1, 702, 245	66, 920	△665, 871	△598, 951				

	株主	純資産合計		
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△159, 497	2, 465, 920	2, 465, 920	
当期変動額				
当期純損失		△41,944	△41, 944	
当期変動額合計	_	△41,944	△41, 944	
当期末残高	△159, 497	2, 423, 976	2, 423, 976	

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・美容材料 主として移動平均法による原価法を採用しております。(貸借

対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。(貸借対照 表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によ

り算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取

得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用

しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~50年

器具備品 2~13年

なお、「定期賃貸借契約」による建物については、耐用年数 を個別の定期賃貸借期間に基づいて償却しております。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期

間(5年)に基づいております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用

しております。

④ 長期前払費用 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

② 賞与引当金

の 列目並の訂工差距 ① 貸倒引当金 売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権について

は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当 事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給

付債務の見込額に基づき計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準に よっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した事業年度に全額費用処理する こととしております。 (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」「助成金収入」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取保険金」は905千円、「助成金収入」は342千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	276,585千円
土地	1,057,215千円
敷金及び保証金	228, 226千円
合計	1,562,027千円

上記物件は、借入金1,441,480千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3, 193, 322千円

(3) 財務制限条項

当社が締結している取引銀行3行とのシンジケーション方式によるタームローン契約及び 株式会社三井住友銀行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を2016年3月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・2017年3月期末日以降の各事業年度末日における損益計算書に記載される営業損益を2期 連続して損失としないこと。
- ・2017年3月期末日以降の各四半期会計期間末日における貸借対照表に記載される現金及び 預金の金額が7億円以上であること。

なお、上記契約に基づく当事業年度末日の借入実行残高、コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

タームローン契約

借入実行残高 775,900千円・コミットメントライン契約 コミットメントラインの総額 700,000千円 借入実行残高 300,300千円 未実行残高 399,700千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)
普通株式	5, 100	_	_	5, 100

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	102	_	_	102

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備計画に照らして、設備に必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。余 資は元本が保証されている定期預金及び一定以上の格付を取得した債券を対象にして運用し ております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、 後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。 営業債務である未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に短期的な運転資金を目的とし、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としており、一定期間毎に定額で返済しております。

また、借入金の一部については変動金利のため、金利変動リスクに晒されております。なお、当事業年度において、デリバティブ取引はありません。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、事業部門における 営業グループ、支社が各々統括する主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理 部において毎月取引先毎に期日及び残高を管理することによって、財務状況等の悪化等に よる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

定期預金については、高格付の銀行との取引のみとしており、有価証券及び投資有価証券については高格付の債券のみとしているために、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する銀行に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク (金利の変動リスク) の管理

債券については、定期的に時価を把握しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利動向を随時把握することで、当該リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告することになっております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとと もに、手許流動性の維持などにより当該リスクを管理しております。

なお、当事業年度において、デリバティブ取引はありません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	1, 096, 032	1, 096, 032	_
② 売掛金	460, 360	460, 360	-
③ 敷金及び保証金	1, 478, 210	1, 478, 210	-
資産計	3, 034, 603	3, 034, 603	_
① 短期借入金	369, 420	369, 420	_
② 未払費用	458, 746	458, 746	-
③ 長期借入金	1, 160, 860	1, 173, 881	13, 021
④ リース債務	26, 235	26, 006	△229
負債計	2, 015, 262	2, 028, 055	12, 792

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、賃貸借先別にそのキャッシュ・フローを残存期間に応じた国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 短期借入金、② 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

③ 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で 割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内返済予定の長期借入金を長 期借入金に含めております。

④リース債務

時価については、未経過リース料の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に 想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務は流 動負債及び固定負債の合計額であります。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 096, 032	_	_	_
売掛金	460, 360	_	_	-
合計	1, 556, 392	_	_	_

※敷金及び保証金については償還予定が確定していないため記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	369, 420	-	_	_	_	-
長期借入金	212, 698	205, 490	187, 690	164, 074	110, 626	280, 280
リース債務	11, 845	7, 877	4, 289	2, 105	117	_
合計	593, 964	213, 368	191, 979	166, 179	110, 743	280, 280

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	19, 469
繰越欠損金(注)	232, 012
減損損失	23, 994
退職給付引当金	115, 555
資産除去債務	60, 664
その他	48, 029
繰延税金資産小計	499, 725
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△232, 012
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	$\triangle 267,713$
繰延税金資産合計	_
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	9,015
繰延税金負債合計	9, 015
- 繰延税金負債の純額	9, 015

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 ※	_	_	-	30, 385	120, 111	81, 516	232, 012
評価性引当額	_	_	-	△30, 385	△120, 111	△81, 516	△232, 012
繰延税金資産	_	_	ı			_	_

[※] 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具及び備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

485円08銭

(2) 1株当たり当期純損失

8円39銭

9. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
- ① 当該資産除去債務の概要

美容室店舗の建物賃貸借契約のうち定期賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

定期賃貸借契約の物件について取得から定期賃貸借契約期間で見積り、割引率は定期賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	230,718千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,612
時の経過による調整額	417
資産除去債務の履行による減少額	△38, 535
その他の増加額	2, 906
期末残高	198, 119

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する美容室店舗等については、退去時における原状回復 に係る債務を有しておりますが、定期賃貸借契約以外の賃貸借契約のうち、当該債務に関連 する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、 資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去 債務を計上しておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 田 谷

2019年5月16日

取締役会御中

普賢監查法人

指定社員 公認会計士 嶋田両児 ⑩業務執行社員 公認会計士 嶋田両児 ⑩

指定社員公認会計士佐賀晃二 印業務執行社員公認会計士佐賀晃二 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田谷の2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に 関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用 の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表 明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正し く示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社 田 谷 監査等委員会 監査等委員 (常勤) 石 川 英 夫 卿 監 査 等 委 員 三 亀 孝 雄 卿 監 査 等 委 員 田 島 克 夫 卿

※監査等委員三亀孝雄及び田島克夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

現取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
1		1988年4月 株式会社日本旅行入社 1991年6月 当社入社 1996年6月 当社取締役クレージュサロン営業部長 1997年6月 当社常務取締役クレージュサロン営業 部長 2003年4月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役会長 (CEO) 現在に至る た理由) 業務経験と事業経営に関する豊富な知識と経験を有 り代表取締役社長、2016年より代表取締役会長 (CEO	
	を十分に果たしてレ゙ ます。	ることから、引き続き取締役としての選任をお願い	するものであり
2	【再任】 ほしな まさくに 保 科 匡 邦 (1958年1月22日) 取締役会出席状況 12/13回(87.5%)	1981年4月 当社入社 1993年2月 当社取締役 1995年7月 当社市務取締役営業本部長 1997年6月 当社事務取締役営業本部長 2003年4月 当社取締役副社長東日本営業本部長 当社取締役第一営業本部長兼第一営業本部第一営業本部所一営業本部の営業本部長 2005年4月 当社取締役事務執行役員九州支社長 当社取締役事務執行役員九州支社長 2013年4月 当社取締役事務執行役員技術教育部長 2013年4月 当社取締役事務執行役員大衛教育部長 2016年4月 当社取締役副社長執行役員人事部長 2016年4月 当社取締役副社長執行役員人事部長 3世取締役副社長、(C00) 現在に至る	10,000株
	業、技術、人事部門	た理由) 業務経験と営業業務に関する豊富な知識と経験を有 を経て、2016年より代表取締役社長(COO)として職 、引き続き取締役としての選任をお願いするもので	践責を十分に果

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略月	歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
3	【再任】 たしろ ひさし 田 代 久 士 (1958年10月9日) 取締役会出席状況 13/13回(100%)	1988年10月 1992年4月 1995年6月 1997年6月 2003年4月 2004年4月 2006年6月 2008年4月 2009年4月 2013年4月	株式会社日本レジホンシステムズ入社 当社入社 当社取締役経営企画室長 当社常務取締役社長室長 当社取締役副社長経営企画室長 当社取締役経営企画室長 当社取締役経営企画推進室長 当社取締役専務執行役員経営企画推 進室長 当社取締役専務執行役員経営戦略室長 当社取締役専務執行役員経営企画推 進室長 当社取締役専務執行役員経営企画推 進室長 当社取締役副社長執行役員経営企画 推進室長 当社取締役副社長執行役員経営企画 推進室長 当社取締役副社長(CFO)兼 経営企 画・経理部門管掌) 現在に至る	9,000株
		富な知識と経 副社長として	験を有しており、2016年よりCFO 兼 経 職責を十分に果たしていることから、『 あります。	
4	【再任】 たけち じょうじ 竹 知 城 治 (1961年7月20日) 取締役会出席状況 13/13回(100%)	1981年4月 1996年6月 2003年4月 2004年4月 2005年4月 2006年6月 2013年4月 2014年4月	当社入社 当社取締役エリア支配人 当社常務取締役Shampoo営業本部長	5, 000株
	マーケティング部門	グの分野で豊か を管掌する専	富な知識と経験を有しており、2016年よ 務取締役として職責を十分に果たしてい 願いするものであります。	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数			
5	【再任】 た や みつまさ 田 谷 光 正 (1969年5月21日) 取締役会出席状況 13/13回(100%)	1992年4月 住銀リース株式会社入社 1999年4月 当社入社 2000年6月 当社取締役商事部長 2001年4月 当社取締役営業本部西日本支社長 3003年4月 当社取締役管理本部長兼管理本部総務部長 2005年4月 当社取締役総務部長 2006年6月 当社常務執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 2009年4月 当社取締役常務執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 2013年6月 当社常務取締役執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 2013年6月 当社常務取締役執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 3013年6月 当社常務取締役執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 3013年6月 当社常務取締役(コンプライアンス・管理部門管掌)現在に至る	24, 390株			
	(取締役候補者とした理由) 総務など管理部門の分野で豊富な知識と経験を有しており、2016年よりコンプライアンス・管理部門を管掌する常務取締役として職責を十分に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。					

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

取締役および執行役員候補者の指名方針および手続き □ 選任にかかる基本方針 取締役および執行役員候補者の選任をおこなうにあたっては、取締役会が 当社の経営理念に沿った持続的な成長、長期的企業価値の向上を実現する ための青務を担うことを理解し、その職務と責任を全う出来る適任者を指 名することを方針とし、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格 及び見識などを十分考慮の上で選任します。 □ 取締役候補者選任方針 社内取締役の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、そ の責務の実現を果たしえる人物を選任することを方針とします。 □ 監査等委員である取締役候補者選任方針 監査等委員である取締役の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針 を理解し、その責務の実現を果たしえる人物を選定し、監査等委員会の同 意を得た上で選任する方針とします。 □ 社外取締役候補者選仟方針 社外取締役の選任にあたっては、経営基盤の一層の強化、充実、コーポレ ートガバナンス体制の強化を果たすことを責務とし、独立性判断基準を満 たした立場から責務を達成し、経営の管理・監督機能を果たしえる人物を 選定し、監査等委員会の同意を得た上で選任する方針とします。 □ 執行役員候補者選任方針 執行役員の選任にあたっては、上記選任にかかる基本方針を理解し、取締 役に準じて、取締役会の指揮監督の下で業務執行を担い、その責務の実現 を果たしえる人物を選任することを方針とします。

□ 候補者の指名手続き

取締役候補者と執行役員候補者の指名は、代表取締役と人事担当役員において候補者を選定し、取締役会の決議をもって決定します。社外取締役の指名については、同様の手続きを踏まえた上で、監査等委員会の同意を得た後、取締役会にて決定します。

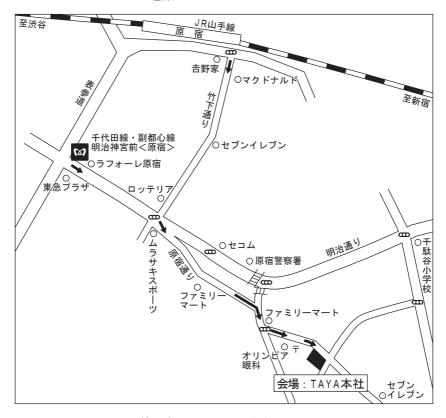
独立性判断基準

当社は、独立性判断基準を以下のように定め、次のいずれにも該当しないと 判断される場合に独立性を有しているものと判断します。

- 1. 当社の大株主(※1) またはその業務執行者(※2)
- 2. 当社を主要な取引先とする者(※3) またはその業務執行者
- 3. 当社の主要な取引先(※4) またはその業務執行者
- 4. 当社の主要な借入先(※5)の業務執行者
- 5. 当社の会計監査人の代表社員または社員
- 6. 当社から役員報酬以外に3事業年度当たり平均して1,000万円を超える金 銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士 等の専門的サービスを提供する者
- 7. 当社から3事業年度当たり平均して1,000万円を超える寄付を受けている者、またはその業務執行者
- 8. 過去3事業年度において、上記のいずれかに該当していた者
- 9. 社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者
- 10. 上記のいずれかに該当する者が重要な者(※6)である場合、その配偶者または二親等以内の親族
- 11. その他、一般株主全体との間に恒常的な利益相反が生ずるなど独立性を確保することができない恐れのある者
- ※1 大株主とは、当社の議決権の10%以上を直接・間接に保有する者をいう
- ※2 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう
- ※3 当社を主要な取引先とする者とは、その取引先の年間売上高の2%または1億円のいずれ か高い方の額以上の支払いを当社から受けた取引先をいう
- ※4 当社の主要な取引先とは、当社の売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の 支払いを当社に行っている取引先をいう
- ※5 当社の主要な借入先とは、事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先をいう
- ※6 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)を含む部門長以上の者、またはこれらに準ずる役職者、組織に所属する公認会計士や弁護士をいう

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号 当社本社ビル1階 ホール 電話 03-5772-8402



- ・JR山手線原宿駅竹下口より徒歩約12分
- ・東京メトロ千代田線・副都心線明治神宮前<原宿>駅5番出口より徒歩約10分
- ・お車でのご来場はご遠慮ください。